

給与勧告についての説明

(抄)

平成15年8月8日
人 事 院

I 本年の給与勧告の概要

3. 給与改定の内容

(3) 住居手当

自宅に係る住居手当は、制定以来支給額の改定が行われておらず、公務部内でその趣旨が必ずしも定着してこなかったこと、民間の住宅手当の支給理由をみても公務と同様の趣旨で住宅手当を支給する事業所は少数であることから、基本的には廃止の方向で対処することが適当ですが、新築・購入後5年に限り支給される月額2,500円の手当については、財形持家個人融資における取扱いを考慮して当面存置することとしました。

新築・購入住宅に係るもの (住宅取得後5年間)	改定なし(現行 2,500円)
上記以外	廃止 (現行 1,000円)